

中間財務諸表

平成17年9月期および平成18年9月期の中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書につきましては、証券取引法第193条の2の規定に基づき、あずさ監査法人の監査証明を受けております。

中間貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	平成17年9月期末 (平成17年9月30日)	平成18年9月期末 (平成18年9月30日)
(資産の部)		
現金預け金	36,083	12,365
商品有価証券	1,462	221
金銭の信託	1,621	1,486
有価証券	169,602	163,108
貸出金	678,313	695,002
外国為替	1,787	2,111
その他資産	4,461	3,646
動産不動産	18,705	-
有形固定資産	-	17,771
無形固定資産	-	77
繰延税金資産	9,092	9,051
支払承諾見返	7,566	6,681
貸倒引当金	△ 24,077	△ 21,444
資産の部合計	904,622	890,080
(負債の部)		
預金	833,791	821,608
コールマネー	-	600
債券貸借取引受入担保金	2,111	2,140
借入金	1,738	2,120
外国為替	1	0
その他負債	4,468	2,320
賞与引当金	676	659
退職給付引当金	4,830	5,184
再評価に係る繰延税金負債	3,192	3,142
支払承諾	7,566	6,681
負債の部合計	858,377	844,457
(資本の部)		
資本金	11,300	-
資本剰余金	8,265	-
資本準備金	8,265	-
利益剰余金	19,810	-
利益準備金	2,338	-
任意積立金	16,062	-
圧縮記帳積立金	203	-
特別償却準備金	7	-
退職積立金	297	-
別途積立金	15,554	-
当期未処分利益	1,408	-
土地再評価差額金	4,064	-
その他有価証券評価差額金	2,837	-
自己株式	△ 32	-
資本の部合計	46,244	-
負債及び資本の部合計	904,622	-
(純資産の部)		
資本金	-	12,044
資本剰余金	-	9,251
資本準備金	-	9,251
利益剰余金	-	20,556
利益準備金	-	2,458
その他利益剰余金	-	18,097
圧縮記帳積立金	-	203
特別償却準備金	-	4
退職積立金	-	345
別途積立金	-	16,254
繰越利益剰余金	-	1,290
自己株式	-	△ 51
株主資本合計	-	41,800
その他有価証券評価差額金	-	△ 169
繰延ヘッジ損失	-	△ 0
土地再評価差額金	-	3,992
評価・換算差額等合計	-	3,822
純資産の部合計	-	45,623
負債及び純資産の部合計	-	890,080

中間損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成17年9月期 (平成17年4月1日から 平成17年9月30日まで)	平成18年9月期 (平成18年4月1日から 平成18年9月30日まで)
経常収益	11,892	15,358
資金運用収益	9,811	9,963
(うち貸出金利息)	(8,727)	(8,716)
(うち有価証券利息配当金)	(974)	(1,130)
役員取引等収益	1,134	1,231
その他業務収益	574	392
その他経常収益	372	3,769
経常費用	10,519	13,537
資金調達費用	367	565
(うち預金利息)	(264)	(441)
役員取引等費用	1,046	1,108
その他業務費用	228	166
営業経費	7,350	7,369
その他経常費用	1,525	4,326
経常利益	1,373	1,820
特別利益	12	28
特別損失	361	58
税引前中間純利益	1,023	1,791
法人税、住民税及び事業税	1,487	13
過年度法人税等	-	79
法人税等調整額	△ 974	1,154
中間純利益	510	544
前期繰越利益	847	-
土地再評価差額金取崩額	22	-
退職積立金取崩額	28	-
中間(当期)未処分利益	1,408	-

中間株主資本等変動計算書（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）

（単位：百万円）

	株主資本											自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金						利益剰余金 合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金								
					圧縮記帳 積立金	特別償却 準備金	退職積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金				
平成18年3月31日 残高(百万円)	12,044	9,251	9,251	2,386	203	7	297	15,554	1,905	20,355	△ 42	41,608	
中間会計期間中の変動額													
剰余金の配当(注)	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 358	△ 358	-	△ 358	
中間純利益	-	-	-	-	-	-	-	-	544	544	-	544	
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 10	△ 10	
自己株式の処分	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 0	△ 0	1	0	
土地再評価差額金の取崩	-	-	-	-	-	-	-	-	15	15	-	15	
前期利益処分(注)	-	-	-	72	-	△ 3	53	700	△ 822	-	-	-	
退職積立金の取崩	-	-	-	-	-	-	△ 5	-	5	-	-	-	
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	-	-	-	72	-	△ 3	47	700	△ 615	201	△ 9	191	
平成18年9月30日 残高(百万円)	12,044	9,251	9,251	2,458	203	4	345	16,254	1,290	20,556	△ 51	41,800	

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価 証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日 残高(百万円)	1,788	-	4,007	5,795	47,403
中間会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)	-	-	-	-	△ 358
中間純利益	-	-	-	-	544
自己株式の取得	-	-	-	-	△ 10
自己株式の処分	-	-	-	-	0
土地再評価差額金の取崩	-	-	-	-	15
前期利益処分(注)	-	-	-	-	-
退職積立金の取崩	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)	△ 1,957	△ 0	△ 15	△ 1,972	△ 1,972
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	△ 1,957	△ 0	△ 15	△ 1,972	△ 1,780
平成18年9月30日 残高(百万円)	△ 169	△ 0	3,992	3,822	45,623

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

平成18年度中間財務諸表作成のための 基本となる重要な事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物：39年～47年
動産：5年～6年
 - (2) 無形固定資産は、定額法により償却しております。
なお自社利用のソフトウェアについては、行内で定める利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。
5. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。
なお、破綻懸念先の債務者と与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

- (2) 賞与引当金
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。
 - ① 過去勤務債務：発生年度一括損益処理
 - ② 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日次から損益処理
なお、会計基準変更時差異(6,151百万円)については、10年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。ただし、平成14年度に厚生年金基金の代行部分返上を行ったため、当中間会計期間の費用処理額は128百万円となっております。
6. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建て資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
8. ヘッジ会計の方法
為替変動リスク・ヘッジ
外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。
ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
9. 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。
10. 税効果会計に関する事項
中間会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当期において予定している剰余金の処分による特別償却準備金の積立て及び取崩しを前提として、当中間会計期間に係る金額を計算しております。

平成18年度中間財務諸表作成のための 基本となる重要な事項の変更

(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)

「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当

中間会計期間から適用しております。

当中間会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は45,623百万円であります。

なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。

平成18年度中間表示方法の変更

「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始される事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間会計期間から下記のとおり表示を変更しております。

- (1) 「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」及び「中間未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「圧縮記帳積立金」「特別償却準備金」「退職積立金」「別途積立金」及び「繰越利益剰余金」として表示しております。
- (2) 繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益として「その他資産」及び「その他負債」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。
- (3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。

平成18年度中間注記事項

(貸借対照表関係)

1. 子会社の株式総額 318百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,106百万円、延滞債権額は51,292百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は該当ありません。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は12,877百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は67,275百万円であります。
なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、14,516百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	22,427百万円
担保資産に対応する債務	
預金	5,168百万円
コールマネー	600百万円
債券貸借取引受入担保金	2,140百万円

上記のほか、為替決済取引の担保として、有価証券16,792百万円を差し入れております。また、その他資産のうち保証金等は295百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、98,921百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが97,821百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 有形固定資産の減価償却累計額 11,760百万円
10. 有形固定資産の圧縮記帳額 858百万円
(当中間会計期間圧縮記帳額 -百万円)
11. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として総資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

4,929百万円

(中間損益計算書関係)

1. 減価償却実施額は次のとおりであります。
建物・動産 214百万円

- その他 3百万円
2. その他経常費用には、貸出金償却1百万円及び貸倒引当金繰入額4,060百万円を含んでおります。
3. 特別損失には、減損損失22百万円及び不動産処分損27百万円を含んでおります。
- なお、減損損失の内容は以下のとおりであります。

地域	主な用途	種類	減損損失
高知県内	営業店舗	土地	10百万円
		建物	11百万円

資産のグルーピングについては、稼働資産は管理会計上において継続的な収支の把握を行っている単位である各営業店舗とし、また遊休資産等(売却・廃止予定店舗を含む)については各資産としております。

当中間会計期間において、遊休資産等については継続的な地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、その帳簿価額を回収可能額まで減額し、22百万円の減損損失を特別損失に計上しております。

回収可能価額の算定は、資産の重要性を勘案し、路線価を基にした評価額としております。

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度				当中間会計期間				摘要
	末株式数	間増加株式数	間減少株式数	期末株式数	末株式数	間増加株式数	間減少株式数	期末株式数	
自己株式									
普通株式	128千株	36千株	3千株	161千株	(注)				
合計	128千株	36千株	3千株	161千株					

(注) 普通株式の増加株式数36千株は、単元未満株式の買取による増加であり、減少株式数3千株は、買付請求に対応したものであります。

(リース取引関係)

1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引
- ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額
- | 取得価額相当額 | |
|---------|----------|
| 動産 | 2,074百万円 |
| その他 | 13百万円 |
| 合計 | 2,087百万円 |
- | 減価償却累計額相当額 | |
|------------|--------|
| 動産 | 598百万円 |
| その他 | 9百万円 |
| 合計 | 608百万円 |
- | 減損損失累計額相当額 | |
|------------|------|
| 動産 | -百万円 |
| その他 | -百万円 |
| 合計 | -百万円 |
- | 中間会計期間末残高相当額 | |
|--------------|----------|
| 動産 | 1,475百万円 |
| その他 | 3百万円 |
| 合計 | 1,479百万円 |
- (注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法によっております。
- ・未経過リース料中間会計期間末残高相当額
- | | |
|-----|----------|
| 1年内 | 414百万円 |
| 1年超 | 1,064百万円 |
| 合計 | 1,479百万円 |
- (注) 未経過リース料中間会計期間末残高相当額は、

未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占めるその割合が低いいため、支払利子込み法によっております。

・リース資産減損勘定の中間会計期間末残高	-百万円
・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失	205百万円
支払リース料	205百万円
リース資産減損勘定の取崩額	-百万円
減価償却費相当額	205百万円
減損損失	-百万円

・減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2. オペレーティング・リース取引
該当ありません。

(有価証券関係)

前中間会計期間(自平成17年4月1日至平成17年9月30日)、当中間会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)及び前事業年度(自平成17年4月1日至平成18年3月31日)のいずれにおいても子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(重要な後発事象)

当中間会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)

平成18年11月13日開催の取締役会において、当行は次期基幹系システムについて、株式会社日立製作所の提供する地域金融機関向け共同アウトソーシングサービス「NEXTBASE」(ネクストベース)を採用することを決議いたしました。

当該システムを採用することで、先進的機能を享受でき、金融サービスの向上が図られることから、お客様の利便性をより一層向上させることが可能となります。

一方、当行におきましても、共同運用による維持・開発・運用コストの抑制、免震構造や強固なセキュリティ対策を完備したアウトソーシングセンターの利用、システム要員のIT分野及び戦略部門への再配置、加えて勘定系システムと情報系システムの連携による戦略的な企画の策定が可能となります。

今回採用する次期基幹系システムの稼働開始時期は平成21年1月を予定しております。

(その他)

中間配当

平成18年11月13日開催の取締役会において、第127期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金額	255百万円
1株当たりの中間配当金	2円50銭